



2026年4月9日

各位

会社名 株式会社すかいらーくホールディングス
代表者名 代表取締役会長 CEO 谷 真
(コード番号:3197 東証プライム)
問合せ先 財務企画グループ
(TEL:0422-37-5244)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年5月8日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 28,268株
(3) 処分価額	1株につき3,404円
(4) 処分総額	96,224,272円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 5名 23,162株 当社の取締役を兼務しない執行役員 6名 4,298株 当社子会社の取締役 1名 808株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員並びに当社の主要な子会社の代表取締役（以下「対象取締役等」と総称します。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の提案を踏まえて、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 96,224,272 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 28,268 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 12 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年5月8日（以下「本処分期日」という。）から当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は当社の主要な子会社の代表取締役のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が当社の取締役会が予め定める期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は当社の主要な子会社の代表取締役のいずれかの地位にあること、かつ、当社の取締役会が予め定める業績条件（今回は株価要件、ESG要件等）が達成されたこと（以下「本業績目標」という。）を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①対象取締役等の退任又は退職が、本業績目標の評価対象期間終了前の場合
理由の如何を問わず、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

②対象取締役等の退任又は退職が、本業績目標の評価対象期間終了後の場合
本業績目標が達成されたこと（又はその達成が確認されたこと）を条件として、当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間の開始日から対象取締役等の退任又は退職の日までの日数を、本役務提供期間に係る日数で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点（又はその達成が確認された時点といずれか遅い時点）をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、当社は、上記（2）に定める本業績目標が達成されず、譲渡制限が解除されないことが明らかになった場合には、当該直後の時点において、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本業績目標が達成されたことを条件として、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間の開始日から組織再編等承認日までの日数を、本役務提供期間に係る日数で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、本業績目標確定前である場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点において、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) マルス・クローバック制度

当社は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後1年を経過する日までの間において、対象取締役等が法令又は社内規程等に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当社の取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役等に割り当てられた本割当株式又は譲渡制限が解除された当社普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式又は譲渡制限が解除された当社普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

(7) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年4月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である

3,404 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上